

～今治市がんばる企業元気応援モデル事業費補助金～

コロナ禍における社会環境の変化に合わせ、経営基盤の強化及び雇用の確保等に、意欲的に取り組む市内事業者を支援します！

対象となる事業者

市内に事業所を有する、従業員数20名以下かつ資本金が5,000万円未満の法人、個人事業主（医療法人、宗教法人など除く。申請時創業予定者除く。）

※従業員数とは、R2年3月31日～R3年3月31日のいずれかの月末時点で公共職業安定所へ届出を行っている雇用保険被保険者数です。

対象となる経費・事業

令和3年4月1日（木）から令和3年12月31日（金）までに完了する、新商品開発、販路開拓、デジタル化推進、新ビジネス転換のための、機械装置等購入費、開発費、委託費など 下記の事業が対象となります。（通常の生産活動のための費用や、単なる更新費用は対象外となります。）

○新商品開発事業

新たな商品を開発するための機械設備の導入など

○販路開拓事業

自社商品、技術を展示会に出展するための実施する事業など

○デジタル化推進事業

ICT、AI等による社内の情報通信システムの構築など

○新ビジネス転換事業

コロナ禍の影響による社会環境の変化に合わせて、業態を転換し、新たに行う設備投資など

補助率及び上限額、その他の制限

補助率：1／2、上限：100万円

ただし、対象経費（費用）の3分の1以上は、本市内の事業者からの調達に限ります。

審査等について

本補助金は下記必要書類を提出していただいた後、審査があります。審査基準に基づいて審査を行い、採択がなされたもので、事業完了後に補助金を交付します。（概算払いはありません。）

必要書類※1

①交付申請書、②事業計画書、③誓約書、④市税における完納証明書、⑤履歴事項全部証明書※2(法人)、前年の確定申告書の写し※3(個人)もしくは開業届、⑥従業員数20名以下であることを確認できる書類※4、⑦事業計画書の費用の内訳を証する見積書の写し及び製品概要がわかるパンフレットなど、⑧チェックシート

※1 ①、②、③及び⑧の書類は下記今治市HPからダウンロードしてください。また、確認のため、追加書類の提出をお願いする場合があります。※2 申請日より3か月以内に発行されたもの。 ※3 收受日付印が押されているもの。

※4 今治公共職業安定所で事業所名及び雇用保険被保険者数がわかる書類を取得してください。

申請方法

令和3年4月30日(金)～令和3年6月30日(水)までに下記申請先へ郵送で申請してください。(当日消印有効)

申請先

〒794-0042 今治市旭町2丁目3-20 今治商工会議所内 がんばる企業元気応援モデル補助金事務局

ホームページ

詳細、必要書類については下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/shoukou/2019-nCoV/genki/>

お問い合わせ先

〈事務局〉

〒794-0042 今治市旭町2丁目3-20

今治商工会議所

TEL：0898-23-3939

又は

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4-1

今治市役所産業部 商工振興課

TEL：0898-36-1540